# 兵庫県における 総合治水条例の概要と取組

~ 浸水被害から県民の命と生活を守る 「総合治水」の推進を目指して~



兵庫県



# 説明の流れ

- 1. 条例化に至った背景
- 2. 総合治水条例の概要
- 3. 推進する上での課題と対応
- 4. 現在の取組状況

### 1.条例化に至った背景

#### 近年の台風災害における主な課題と対策

平成16年

■ 死者26名

台風第23号■

住宅全半壊約7,900棟 床上・床下浸水 約10,800棟

・山腹崩壊等による流木・土砂の流出が被害を拡大 ・避難しない住民と避難が遅れた住民

・県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」 ・CGNザードマップの県HP公表、水位予測システム

平成21年

■ 死者20名、行方不明者2名

台風第9号

■ 住宅全半壊約1,100棟 床上·床下浸水 約1,800棟



・改修の及んでいない千種川中上流域で甚大な被害、 流木・土砂の流出

・避難判断に役立つ危険情報が不十分、避難中の事故



·超過洪水対策(輪中堤、二線堤)

・洪水ハサートマップ拡充、河川監視カメラ、データ放送で情報配信、氾濫予測システム

·山地防災·土砂災害対策緊急5箇年計画

平成23年

■ 死者1名、県内152の雨量観測所のうち約半数で既往最大を観測

台風第12号

■ 住宅床上·床下浸水 約7,100棟

台風第15号

・広範囲での避難勧告発令

・利水ダムの治水活用の問題提起



### 1 . 条例化に至った背景

- ■度重なる大雨がもたらす甚大な浸水被害
- ■大雨が発生する頻度の増加
- ■人口高齢化等による浸水被害構造の深刻化



河川・下水道の整備を基本とした「これまでの治水」では、 浸水被害を防ぐことが困難。

#### 総合治水

河道拡幅・雨水管整備等を行う「河川下水道対策」

雨水を一時的に貯留・地下に浸透させる「流域な

浸水した場合の被害を軽減する「減災対策」

### 1.条例化に至った背景

■ 武庫川における総合治水の取り組み

武庫川における「総合的な治水対策」を先進事例として、これを基に総合治水の全県展開を図る。

#### 【武庫川の主な経緯】

■ 平成5年 武庫川ダム建設事業に着手

■ 平成12年 河川法の改正(H9)等を踏まえ、知事が「合意形成

の新たな取り組みを行うとともに、総合的な治水対

策をゼロベースから検討」と表明

■ 平成16年 武庫川流域委員会の設置

■ 平成21年 河川整備基本方針策定

■ 平成23年 河川整備計画策定

県計画では唯一、整備目標のなかに、河川対策とは別に、「流域対策」を定量的に規定

### 1.条例化に至った背景

- ■「総合治水」の理念の具体化
- 武庫川における先進的取組の全県展開

全国では昭和50年代から始まり、 武庫川では平成12年から検討が始まった総合治水であるが、従来は、「総 合治水」の具体的な取組を推し進め るための根拠が無かった。

県、市町、県民が協働して総合治水に取り 組むための「よりどころ」となる条例を制定

### 2.総合治水条例の概要

### (1)目的

総合治水の基本理念を明らかにする。

総合治水に関するあらゆる施策を定める。

県・市町・県民が協働して総合治水を推進する。

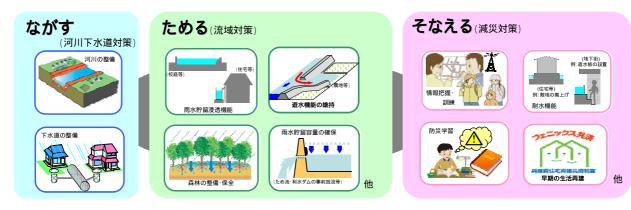
7

### 2.総合治水条例の概要

### (2)特長

総合治水の推進に関するあらゆる施策を示した上で、

県・市町・県民の責務を明確化



県・市町・・・施策の策定・実施

県民・・・雨水貯留、災害への備え、施策への協力等

### 2.総合治水条例の概要

# (2)特長

総合治水に関する施策の計画的な推進を図るため、県 土を11の地域に分け、各地域で「地域総合治水推進計 画」を策定する枠組みを規定。

策定時は「総合治水推進協議会」において広く県民の意見を聴く。



### 2.総合治水条例の概要

### (2)特長

雨水の流出量が増加する一定規模以上の開発行為を行う開発者等に対し「重要調整池」の設置等を義務化

雨水流出量が増加するような

開発行為



雨水を一時的に貯めるための

「調整池」の設置・保全



·定規模以上 ·開発行為

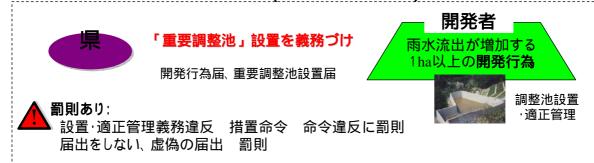
重要調整池」として 設置等が義務化

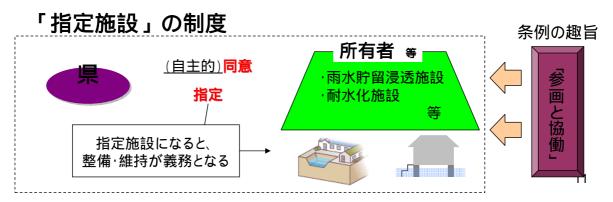
違反時の罰則あり

### 2.総合治水条例の概要

# (3)義務付けの考え方

開発行為に対する調整池(「重要調整池」)設置の義務づけ





### 2.総合治水条例の概要

# (4)土地利用に係る規定

#### 土地利用計画策定者との連携

土地利用に係る計画の策定者に、浸水リスク等を<u>「考慮」するよう</u> **求める枠組** 



#### 建物等の耐水機能

- ・浸水のおそれが高い建物等の所有者等に対し、耐水化の自主的取組を規定
- ・指定制度による実効性確保

建物等の高床化

遮水壁の設置



### 3.推進する上での課題と対応

# 【課題】

- (1) 実効性のある推進計画
- (2) 市町・県民の取組インセンティブ
- (3) 県民に対する幅広い広報・周知

13

### 3.推進する上での課題と対応

(1)実効性のある推進計画づくり 地域課題を熟知した委員の選定 随時見直しによるフォローアップ 県管理施設等での雨水貯留等の率先実施



### 3.推進する上での課題と対応

# (2)市町・県民の取組インセンティブ

#### 技術支援

取組を促す技術的な指針の作成策定済み雨水貯留浸透機能、貯水施設、建物等の耐水機能策定中 ポンプ施設

#### 財政支援

- ・ 国に対する支援制度の創設・拡充の要望
- ・ 市町・民間への支援に向けた検討

#### 顕彰制度

・ 先進取組者に対する表彰 等

15

### 3.推進する上での課題と対応

### (3)県民に対する幅広い広報・周知

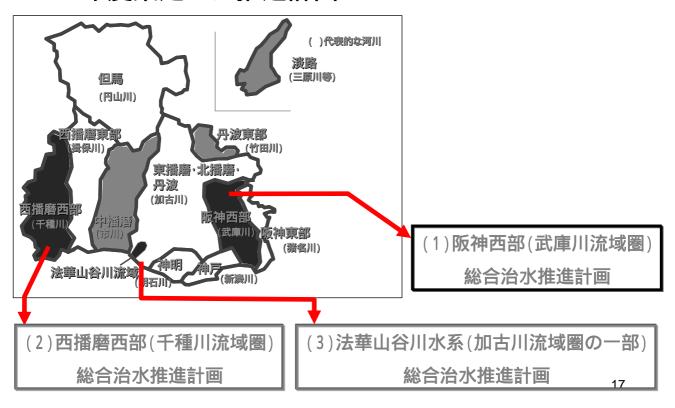
あらゆる媒体・機会で広報(H24年度) (パンフレット、チラシ、ポスター、各種広報紙、ラシ、オ、新聞、説明会、研修会等)



県民·民間事業者向けの啓発冊子の作成(H25年度)

### 4.現在の取り組み状況

#### H24年度策定した推進計画



### 4.現在の取り組み状況

#### (1)阪神西部(武庫川流域圏)総合治水推進計画

#### 河川下水道対策

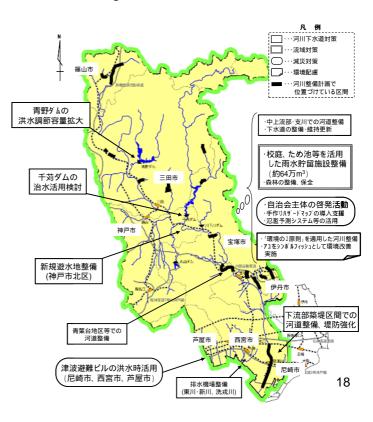
・戦後最大(S36年)規模の 洪水を対象にした河道整備

#### 流域対策

- ・校庭・ため池等で約64万㎡ の雨水貯留
  - (効果量:甲武橋流量30㎡/秒)
- ・利水ダム(千苅ダム等)の治水 活用を検討

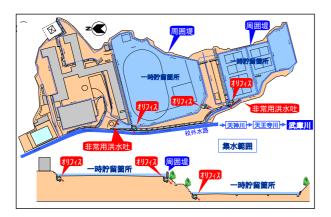
#### 減災対策

- 自治会主体の啓発活動
- ・津波避難ビルの洪水時活用等



# 4.現在の取り組み状況

#### 1. 校庭貯留(宝塚東高校)





2.太陽光発電予定地での貯留 (三田カルチャータウン)











# 4.現在の取り組み状況

### (2)流域対策・減災対策の県・市町の促進策

	条項	総合治水に関する施策	促進策
流域対策	第21条	土地等の雨水貯留浸透機能の付加	・技術指針の作成(県) ・県下11市町による各戸貯留設置の助成(市町)
	第26条	貯水施設による雨水貯留容量の確保	・技術指針の作成(県) ・台風・集中豪雨に備えるため池事前放流及び点検のきめ細やかな啓発(県)
	第37条	森林の整備及び保全	・'新ひょうごの森づくり'による森林管理(県) ・県民緑税を活用した'災害に強い森づくり'による防災林・里山整備、混交林化(県)
減災対策	第38条	漫水が想定される区域の指定	・全ての県管理河川での浸水想定区域図の公表(県) ・CG八ザードマップの作成(浸水実績も随時掲載)(県)
	第40条	浸水による被害の発生に係る 情報の伝達	<ul><li>・フェニックス防災システムでのリアルタイム情報の提供(県)</li><li>・兵庫県河川監視システム(監視カメラ)の供用(県)</li><li>・全ての県管理河川での河川氾濫予測システムの供用(県)</li></ul>
		浸水による被害の軽減に関する学習	・'ひょうご安全の日推進事業'による助成(県) ・防災教育に関する副読本での条例紹介(県) ・CG八ザードマップの作成(漫水実績も随時掲載)(県)[再掲]
	第42条	浸水による被害の軽減のための 体制の整備	·全ての県管理河川での浸水想定区域図の公表(県)[再掲] ·地域防災組織育成助成、各種防災訓練の実施(市町) ·地域防災力訓練補助(県)
	第43条	訓練の実施	
	第44条	建物等の耐水機能の付加	・技術指針の作成(県)
	第49条	集落の浸水による被害の防止	·二線堤·輪中堤の設置(県、市町)
	第50条	浸水による被害からの早期の 生活再建への備え	・兵庫県住宅再建共済制度(愛称:フェニックス共済)の運営(県)
			20









ご静聴ありがとうございました。

21